

運輸委員会議録 第四十六号

六月二十四日

道路運送法の一部を改正する法律案

(池田清志君紹介) (第四九七七号)

放出貨物駅拡張に関する請願外八件

(井岡大治君紹介) (第四三三〇号)

同外八件(井岡大治君紹介) (第四三

九九号)

東野鉄道株式会社の東野線微去反対

に關する請願(渡辺美智雄君紹介)

(第四三八一号)

港湾建設労働者の退職条件改善等に

関する請願外一件(五島虎雄君紹介)

(第四四二二号)

道路運送法の一部を改正する法律案

反対に関する請願(島上善五郎君紹

介) (第四四二三号)

同(山口丈太郎君紹介) (第四五九八

号)

同月十九日

道路運送法の一部を改正する法律案

反対に關する請願(加藤進君紹介)

(第四六九七号)

同(神近市子君紹介) (第四六九六号)

交通の安全対策に関する請願(加藤

進君紹介) (第四六九八号)

同(川上賀一君紹介) (第四六九九号)

海上保安庁次長

船舶局長

運輸技官

運輸技官

海上運輸局長

運輸事務官

運輸事務官

運輸大臣

出席政府委員

出席委員

委員長

出席委員

委員長

出席委員

ルートの総合的形成に關する請願

(池田清志君紹介) (第四九七七号)

は本委員会に付託された。

同月二十五日

農林畜水産関係物資の港湾荷役作業

料金値上げ抑止に関する請願(池田

清志君紹介) (第三〇九九号)

は委員会の許可を得て取下げられた。

六月二十日

国鉄山陽新幹線の早期建設に關する

陳情書(中国四国九県議会正副議長

会代表愛媛県議會議長渡部高太郎)

(第八二三号)

小鶴線の建設促進に關する陳情書

(近畿二府六県議會議長会代表大阪

府議會議長前田治一郎外六名) (第八

四号)

新東京国際空港の建設促進に關する

陳情書(東京都千代田区大手町一丁

目四番地東京湾総合開発協議会長友

納武人) (第八一五号)

国鉄の安全輸送確保に關する陳情書

(中国四国九県議会正副議長会代表

愛媛県議會議長渡部高太郎) (第八一

六号)

国鉄金町駅北口の開設に關する陳情

書(東京都葛飾区金町四丁目四十三

番地国鉄金町駅利用者連盟会長西山

芳行) (第八一七号)

交通輸送の安全確保に關する陳情書

(関東・都九県議會議長会常任幹事

東京都議會議長大久保重直外九名)

(第八一八号)

野岩線の即時着工等に關する陳情書

(宇都宮市塙田町六百六十八番地野

同月二十二日

九州地域の国際観光地及び国際觀光

第一類第十号

運輸委員会議録第四十六号 昭和三十九年六月二十五日

九 海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を

併用する大型空港開設に關する請願

(一) 蒲郡港の港域拡張に關する請願

(二) 遠洋漁業の海難救助態勢改善に

関する請願(濱田幸雄君紹介) (第五

四九号)

(三) 蒲郡港の港域拡張に關する請願

(福井勇君紹介) (第五九一号)

(四) 国鐵備作線建設に關する請願

(亀山孝一君紹介) (第七三一号)

(五) 同(和田博雄君紹介) (第八二三

三号)

(六) 相馬港の早期完成に關する請願

(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八六六号)

(七) 一 相馬港の早期完成に關する請願

(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八六六号)

(八) 二 磐越東・西線の輸送強化対策に關する請願(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八

七号)

(九) 三 磐越東・西線の電化促進に關する請願(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八

七号)

(十) 四 水郡線の準急増発に關する請願

(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八

八号)

(十一) 五 常磐線の全線電化及び複線化に關する請願(齊藤邦吉君外一名紹介) (第八

九号)

(十二) 六 热海海岸にモノレール設置反対に

関する請願(福田繁芳君紹介) (第一

〇号)

(十三) 七 国鉄倉庫建設に關する請願(小

枝一雄君紹介) (第四四三号)

(十四) 八 同(逢澤寛君紹介) (第四八〇号)

同(原茂君紹介) (第一三四四号)

同(逢澤寛君紹介) (第四八〇号)

同(原茂君紹介) (第一三四四号)

同(原茂君紹介) (第一三四四号)

同(原茂君紹介) (第一三四四号)

同(原茂君紹介) (第一三四四号)

一三 播磨灘における特定水域撤廃に 関する請願(田中武夫君紹介) (第一 六七四号)	一三 播磨灘における特定水域撤廃に 関する請願(田中武夫君紹介) (第一 六七四号)
一四 國鉄の安全確保に関する請願外 二件(田中織之進君紹介) (第一一八九 八号)	一四 國鉄の安全確保に関する請願外 二件(田中織之進君紹介) (第一一八九 八号)
一五 國際観光ホテル整備法の一部を 改正する法律案に関する請願(池田 清志君紹介) (第一一九三一号)	一五 國際観光ホテル整備法の一部を 改正する法律案に関する請願(池田 清志君紹介) (第一一九三一号)
一六 交通の安全対策に関する請願 (井岡大治君紹介) (第一一九三四号)	一六 交通の安全対策に関する請願 (井岡大治君紹介) (第一一九三四号)
一七 同(久保三郎君紹介) (第一一九三 二号)	一七 同(久保三郎君紹介) (第一一九三 二号)
一八 同(五島虎雄君紹介) (第一一九三 三号)	一八 同(五島虎雄君紹介) (第一一九三 三号)
一九 同(勝澤芳雄君紹介) (第一一九七 二号)	一九 同(勝澤芳雄君紹介) (第一一九七 二号)
二〇 同(泊谷裕夫君紹介) (第二一二三 六号)	二〇 同(泊谷裕夫君紹介) (第二一二三 六号)
二一 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(羽田武嗣郎君紹介) (第二一〇四二 四号)	二一 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(羽田武嗣郎君紹介) (第二一〇四二 四号)
二二 同(中澤茂一君紹介) (第二一〇六 四号)	二二 同(中澤茂一君紹介) (第二一〇六 四号)
二三 精神薄弱児等の通園費割引きに 関する請願(重盛寿治君紹介) (第二 〇四二号)	二三 精神薄弱児等の通園費割引きに 関する請願(重盛寿治君紹介) (第二 〇四二号)
二四 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一五〇〇号)	二四 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一五〇〇号)
二五 同(小川平一君紹介) (第二一六〇 三号)	二五 同(小川平一君紹介) (第二一六〇 三号)
二六 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)	二六 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)
二七 鹿児島市に國際航空路開設に関す る請願(一階堂進君紹介) (第二一五七 三号)	二七 鹿児島市に國際航空路開設に関す る請願(一階堂進君紹介) (第二一五七 三号)
二八 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一七〇八号)	二八 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一七〇八号)
二九 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)	二九 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)
三〇 運賃改定に関する請願(山田彌一君 紹介) (第三一八一号)	三〇 運賃改定に関する請願(山田彌一君 紹介) (第三一八一号)
三一 関東地区の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(小平久雄君 紹介) (第三一八〇号)	三一 関東地区の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(小平久雄君 紹介) (第三一八〇号)
三二 同(中澤茂一君紹介) (第三一〇六 四号)	三二 同(中澤茂一君紹介) (第三一〇六 四号)
三三 運賃改定に関する請願(小平久雄君 紹介) (第三一八〇号)	三三 運賃改定に関する請願(小平久雄君 紹介) (第三一八〇号)
三四 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一五〇〇号)	三四 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一五〇〇号)
三五 同(小川平一君紹介) (第二一六〇 三号)	三五 同(小川平一君紹介) (第二一六〇 三号)
三六 同(唐澤俊樹君紹介) (第二一六〇 四号)	三六 同(唐澤俊樹君紹介) (第二一六〇 四号)
三七 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)	三七 同(増田甲子七君紹介) (第二一六 〇四号)
三八 鹿児島市に國際航空路開設に関す る請願(一階堂進君紹介) (第二一五七 三号)	三八 鹿児島市に國際航空路開設に関す る請願(一階堂進君紹介) (第二一五七 三号)
三九 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一七〇八号)	三九 國鉄の安全輸送確保に関する請 願(原茂君紹介) (第二一七〇八号)
四〇 伊豆箱根鉄道の熱海駅乗り入れに 関する請願(山田彌一君紹介) (第二 一七九六号)	四〇 伊豆箱根鉄道の熱海駅乗り入れに 関する請願(山田彌一君紹介) (第二 一七九六号)
四一 小型船海運業法及び小型船海運 組合法の一部を改正する法律案の修 正に関する請願(永田亮一君紹介)	四一 小型船海運業法及び小型船海運 組合法の一部を改正する法律案の修 正に関する請願(永田亮一君紹介)
四五 三重県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(田村元君紹 介) (第三四六三号)	四五 三重県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(田村元君紹 介) (第三四六三号)
四五 九州地域の国際観光地及び国際 観光ルートの総合的形成に関する請 願(池田清志君紹介) (第三〇九六号)	四五 九州地域の国際観光地及び国際 観光ルートの総合的形成に関する請 願(池田清志君紹介) (第三〇九六号)
四五 南九州を国際観光ルートに指定 に関する請願(池田清志君紹介) (第 三〇九七号)	四五 南九州を国際観光ルートに指定 に関する請願(池田清志君紹介) (第 三〇九七号)
四五 兼用旅客自動車運賃改定に関する請 願(佐伯宗義君紹介) (第三四六六 四号)	四五 兼用旅客自動車運賃改定に関する請 願(佐伯宗義君紹介) (第三四六六 四号)
五六 富山県内的一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(植木庚子郎君 紹介) (第三四六五号)	五六 富山県内的一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(植木庚子郎君 紹介) (第三四六五号)
五六 福井県南越、大野両地区の一般 乗用旅客自動車運賃改定に関する請 願(植木庚子郎君紹介) (第三四六六 四号)	五六 福井県南越、大野両地区の一般 乗用旅客自動車運賃改定に関する請 願(植木庚子郎君紹介) (第三四六六 四号)
五六 小樽、余市地区等の一般乗用旅 客自動車運賃改定に関する請願(壽 原正一君紹介) (第四〇一二号)	五六 小樽、余市地区等の一般乗用旅 客自動車運賃改定に関する請願(壽 原正一君紹介) (第四〇一二号)
五六 青森県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一四号)	五六 青森県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一四号)
五六 宮城県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一五号)	五六 宮城県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一五号)
五六 鳥取県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一六号)	五六 鳥取県内の一般乗用旅客自動車 運賃改定に関する請願(壽原正一君 紹介) (第四〇一六号)
五六 飯山線の輸送力改善に関する請 願(唐澤俊樹君紹介) (第三七六八号)	五六 飯山線の輸送力改善に関する請 願(唐澤俊樹君紹介) (第三七六八号)
五六 同(増田甲子七君紹介) (第三七 〇八号)	五六 同(増田甲子七君紹介) (第三七 〇八号)
五六 同(羽田武嗣郎君紹介) (第三八 一〇号)	五六 同(羽田武嗣郎君紹介) (第三八 一〇号)
五六 同(吉川久衛君紹介) (第三九 七五号)	五六 同(吉川久衛君紹介) (第三九 七五号)

君紹介(第四〇二〇号)	(第四一三三三号)
一〇三 岡山県内的一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二一号)	一一七 同外四件(久保田鶴松君紹介)(第四一四八号)
一〇四 愛媛県内的一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二二号)	一八 同外四件(久保田鶴松君紹介)(第四一六一号)
一〇五 香川県内的一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二三号)	一九 同外九件(久保田鶴松君紹介)(第四一八二号)
一〇六 徳島市等の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二四号)	二〇 同外八件(久保田鶴松君紹介)(第四一八六号)
一〇七 高知県内的一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二五号)	二一 同外九件(久保田鶴松君紹介)(第四一九三号)
一〇八 熊本市の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(壽原正一君紹介)(第四〇二六号)	二二 同外九件(久保田鶴松君紹介)(第四一九七号)
一〇九 小型船海運業法及び小型船舶運組合法の一部を改正する法律案の修正に関する請願(堀川恭平君紹介)(第四〇二七号)	二三 同外八件(久保田鶴松君紹介)(第四一九九号)
一一〇 開鉄の安全輸送確保に関する請願(松平忠久君紹介)(第四〇六九号)	二四 同外八件(久保田鶴松君紹介)(第四一九九号)
一一一 鹿児島本線の電化及び複線化に関する請願(池田清志君紹介)(第四一〇四号)	二五 東野鉄道株式会社の東野線撤去反対に関する請願(渡辺美智雄君紹介)(第四一三八一号)
一一二 放出貨物駅拡張に関する請願(井岡大治君紹介)(第四一二三号)	二六 港湾建設労働者の退職条件改善等に関する請願外一件(五島虎雄君紹介)(第四一四二号)
一一三 同外二十三件(井岡大治君紹介)(第四一二五号)	二七 道路運送法の一部を改正する法律案反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第四一二三号)
一一四 同外二十九件(井岡大治君紹介)(第四一二九号)	二八 同(山口丈太郎君紹介)(第四一五九八号)
一一五 同外四十二件(井岡大治君紹介)(第四一二二号)	二九 同(加藤進君紹介)(第四一七号)
一一六 同外四件(久保田鶴松君紹介)(第四一二二号)	三〇 同(神近市子君紹介)(第四一六三号)
一一七 交通の安全対策に関する請願(加藤進君紹介)(第四一六九八号)	三一 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○川野委員長 次に、海上衝突予防法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行ないます。それについて、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでございます。この面で、一体どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一一 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○高林説員員 この現行海上衝突予防法の基礎になっておりますものは、一九四八年の国際海上衝突予防規則でござります。その後の実際の航法その他との関係を見ておりますと、いろいろ非常に大きな変化がござります。その一番大きい問題といつた常航法上あるいは港湾上の変化がござります。さうして、主としてやはり交通事情の変化と並んで、船舶の大型化あるいはレーダーの実用化されておるというようなことで、この際、その取り下げを許可するに御異議ございませんか。	一一二 同(谷口善太郎君紹介)(第四一七〇〇号)
○川野委員長 これより会議を開きます。	一一三 同(林百郎君紹介)(第四一七〇一号)
○川野委員長 この際、おはかりいたしました。	一一四 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。	一一五 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでございます。この面で、一体どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一六 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一七 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一八 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一九 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一一 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一二 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一三 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一四 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一五 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)
○肥田委員 この法案について、法案の立てる方で、二点質問したいことがあります。それは今度のこの法案の趣旨にもありますように、国際海上衝突を予防するための国内法の改正だ、こういうことでも、従来のトン数で区別すると、どういう趣旨でこの程度の改正にとどめられたのか、その改正の立て方と申しますか、この点をまず説明をしてもらいたいと思います。	一一六 同(川上賀一君紹介)(第四一九九号)

たします。

○高林説明員 この衝突予防法は主として海洋といいますか、航路等におきますところの衝突予防法の規定でござります。現実の衝突におきましては、統計的に見ますと大体三〇%ないし四〇%は港湾内の衝突あるいは事故その他の問題でございます。それらの点につきましては、港則法の改正を昨年実施いたしまして、やつておるわけでござります。さらにまた水先によります事故というようなものもまだござります。そういうような点につきましては、今国会におきまして水先法の改正をやつていただきたわけでございまして、いろいろな問題が片づくというわけではございません。また安全法その他においても今後検討を重ねていかねばならぬ点が多くあるかと存じます。それと同時に、根本的には港湾施設あるいは航路、そういうようなものの改善といいますか、そういう点についてさらに意をそそぐ必要があることは当然でございます。それと並んで主としていろいろ海難を起こしますところの船たとえば小型鋼船あるいは機帆船というようなものあるいは旅客船といいうようなものについては、非常に老齢化しておるというようなことのために事故を引き起こしやすいというような点で、船質改善措置というようなものもあわせて進めてまいりたい、このようにいたしまして、施設あるいは企業経営、船舶これらの方に面ついて多面的にいろいろの方法を重ねてまいりたい、こういうふうに考えております。

○肥田委員 全般的な海上の衝突予

防、こういう面についてはそれぞれの分野があると思うのですが、これはたとえば経費の点、いわゆる予算的な対策、こういうふうな面についてはどう

いうようにお考えですか。

○高林説明員 予算的な面につきましては、それを港湾施設の問題につきましては、たとえば港湾事業費で処理する、あるいはまた企業の船質改善など、いろいろな措置につきましては、それが内航対策あるいは特定船舶整備公団等の予算でもつてこれを進めていく。それと同時に衝突予防の進め方、この法令の周知徹底というようなことをつきましては、たとえば海難防止会というようなもので相当、本年はたしか約七千万円程度の予算でございますけれども、それらによつて法令の周知徹底をはかつてまいりたいというふうに進めておる次第でござります。

○肥田委員 海上保安庁の方は見ておりませんか。——この際、海上保安庁関係に属するかどうかということはよくわかりませんが、一つ関連して聞いておきたいことがあります。それは、これから夏になつてまいりますと、いふべきではありませんが、一つ関連して聞くべきことがあります。それは、このモーターボートが遠慮会報なしに飛び回つて、そしてそのモーターボートの波の被害を受けてボートが転覆したり、あるいは泳いでいる人がそのため波をかぶつたり、こういうことですでに今まで相当数の人が死んだり何かしているような事実があります。これは衝突予防法にかこつけて言うわけじゃないのですが、こういうものについての取り締まりといふものは、海上保安庁ではどのように考へておられるかといふことが一つ。

○有田政府委員 モーターボート等につきましては、運航につきましては自由でございまして、取得も自由でございません。ただ地方庁によりまして、地

方条例をもちまして航行等についてある程度の規制をしているところもござります。

○高林説明員 先に私のほうからお答えいたします。モーターボートにつきましては、現在のところ特にいうようふうな面についてはどう

思があるのかないのか、この点をひと

つお答えいただきたいと思います。

○肥田委員 これは、私もよく知らないのですが、地方によって、いわゆる水上の取り締まりは海上保安庁の関係とそれからそれぞれの地方の警察との関係、こういうふうに分かれております。それで、これがどちらの所属にかかるかということはよくわからないのでお伺いするのが一つですが、それは、たとえば、営業用のモーターボー

トでなしに、自家用のモーターボー

トでなければ、それらは危険な航行を行なつておられます。これは私どもとしましては、海難予防という見地から事実上の取り締まりをいたしておる次第でございます。

○肥田委員 もう少しお伺いしますが、その取り締まりというものの強化といいますか、取得の問題はこれはさておいて、運航上の取り締まりといふものはそのまま、いま結局どうにもならない状態ですか。というのは、私のほうで二二、三年の資料を集めていますから、ずいぶん波をかぶつてボートが転覆して死んだ事件もあります。それはモーターが危険な航行を行なつておられます。ただそれの対象にしておるというふうでございます。ただそれの取得その他の運航についての規制するといふことは非常に困難ではないかというふうに思いますが、この点につきましては、私どもといたしましては、これは事業あるいはその他の面でこれを規制するといふことは非常に困難ではないかというふうに思っております。ただ間々モーターボートが旅客を運んでおるというふうな事態がござります。そのようなときには、いわゆる海上運送法によりまして旅客運送事業——これは定期航路の場合と不定期の場合がござりますけれども、それらによつて規制する場合があります。もちろん定員が十三名以上というような場合でございますが、そういうような場合につきましては、海上運送法によるところの規制を行なつておるという状況でござります。さらにこれに伴いまして、当然船舶職員法その他

によりまして、それに乗り込みますところの乗組み員、これについては一

うにいわれておりますし、そういう面の両面を兼ねたところのいろいろ取り締まり対策と申しますが、これをもつと積極的に考えられる面が必要になつてきるのではないか、こういう意味でお聞きしております。これからそういう軽量ボートといふものが多くなるふえでますし、いまのまでもっと人が死んで、それからあらためて取り締まりを強化しようということじや、少し時期がおくれているんじやないか、こういう気がいたします。で、それらに対する取り締まりの強化という面について、これは当然災害防止、こういう立場からこれらに対してもうと積極的な何か取り締めの考え方があるのかないのか、これをお伺いしたいと思うのです。

○高林説明員 先ほど申し上げましたように、旅客船でありますと、モーターボートについては、それぞれ海上運送法によるところの小型船舶等安全法に基づきますところの小型船舶等安全規則の適用がある。それからまた交通規制につきましては、港則法あるいは衝突予防法等の適用がござります。また湖沼、河川、海水浴場等におきましては、それ必要に応じて地方公共団体が条例によって規制をやつておるという状況ではございますが、ただ、いま先生が御指摘になりましたように、非常に過大な速力を出し、そして波によるところの被害が非常に大きい。あるいはまた所定の航法を十分守っていないというような場合がございます。ひどい場合におきましては、

混雑する遊泳者の中に高速力で進入したというような事例もございます。こだまいうよな点につきましては、海上保安庁を中心いたしまして、法令の順守、それらの点についていろいろ指導を実施しておる状況でございます。ただ、やはり今後とも自家用あるいは営業用のボートが増加することが相当地をどういうふうに考えるか、これについては、操縦者の資格というようなものを考えられますので、これらの面についても、操縦士の免許適用があるものが大部分でございますが、これらについていろいろ検討を進めておるわけでございます。さらにまた湖沼におきましては、各海運局から地方公共団体と、府県といろいろ連絡をいたしまして、それらの件について航法の徹底というようなことを進めておる状況でございます。

○高林説明員 私語が多くて連記がとまりにくいそうございましたから、御静かにお願い申し上げます。

○肥田委員長 私語が多くて連記がとまりにくいそうございましたから、御静かにお願い申し上げます。

○高林説明員 それならば、ひとつ簡単にお答えいただきたいと思うのですが、そういう問題について予測されるいろいろと人命の損失、障害というような問題がござりますから、これらについて、たゞいまして、この改正は、国際海上衝突予防規則の改正に伴いまして、これに對応して行なわれるものであります。この改正は、その原因にはいろいろあると思います。多くのものがござりますが、それについて一々詳細に質疑をする時間を持ちません。それの中で、特に運航上の問題は、国際海上衝突予防規則という、いわゆる海上衝突予防規則の中での、運航上の原因によつて海難が発生するにあたつて、さらにいろいろな程度起きているか、これをひとつお聞きいたいと思います。

○内海(清)委員 今回の改正は、国際海上衝突予防規則の改正に伴いまして、これに對応して行なわれるものであります。この改正は、その原因にはいろいろあると思います。多くのものがござりますが、それについて一々詳細に質疑をする時間を持ちません。それの中で、特に漁船でありますけれども、船主關係に要請しなければならぬ問題も多いと思ふります。

○高林説明員 そのため、これまでの問題につきましては、今日はいろは霧中信号の改正の問題、あるいは規制による航法の特別を設けるといふべきで出動をいたすわけでございません。これらの事件がかんがみまして、ああいう事件の起こりました際には、海難救助という意味で海上保安庁といたしましては全力をあげて出動をいたすわけでございません。これらの事件がかんがみまして、こういったブレジュアボートの運航につきまして何らかの規制をする必要があるんではないかということは考えておりませんが、具体的に、さらに進んでおこなうべきことはまだ現在のところ考えておりません。

○内海(清)委員 お答えいただきたいと思うのですが、そういう問題について予測されるいろいろと人命の損失、障害というような問題がござりますから、これらについて、たゞいまして、この改正は、国際海上衝突予防規則の改正に伴いまして、これに對応して行なわれるものであります。この改正は、その原因にはいろいろあると思います。多くのものがござりますが、それについて一々詳細に質疑をする時間を持ちません。それの中で、特に運航上の問題は、国際海上衝突予防規則の中での、運航上の原因によつて海難が発生するにあたつて、さらにいろいろな程度起きているか、これをひとつお聞きいたいと思います。

○内海(清)委員 ただし、運航上の原因によるもののが非常に多くあります。その他の問題ももちろんござりますが、特に運航上の問題につきましては、海上保安庁を中心いたしまして、法令の順守、それらの点についていろいろな規制を設けております。この規制は、特に漁船でありますけれども、船主關係に要請しなければならぬ問題もあります。

○高林説明員 そのため、これまでの問題につきましては、今日はいろは霧中信号の改正の問題、あるいは規制による航法の特別を設けるといふべきで出動をいたすわけでございません。これらの事件がかんがみまして、こういったブレジュアボートの運航につきまして何らかの規制をする必要があるんではないかということは考えておりませんが、具体的に、さらに進んでおこなうべきことはまだ現在のところ考えておりません。

○内海(清)委員 ただいま承りますと、運航上の原因によるものが非常に大きなパーセンテージを占めているようになります。その他の問題ももちろんござりますが、特に運航上の問題につきましては、海上保安庁を中心いたしまして、法令の順守、それらの点についていろいろな規制を設けております。この規制は、特に漁船でありますけれども、船主關係に要請しなければならぬ問題もあります。

○内海(清)委員 ただいま承りますと、運航上の原因によるものが非常に大きなパーセンテージを占めているようになります。その他の問題ももちろんござりますが、特に運航上の問題につきましては、海上保安庁を中心いたしまして、法令の順守、それらの点についていろいろな規制を設けております。この規制は、特に漁船でありますけれども、船主關係に要請しなければならぬ問題もあります。

は先ほど申しましたように、今回の改正によつてのみではなかなか防ぎ得ない問題である。これらをあわせて十分やらなければ、ただ単に今回の改正によつてそういう衝突の予防その他海難が防ぎ得るのはなかなか考えられない。そういう問題につきまして今後どういうふうなお考えがあるか、それをひとつお伺いたしたいと思う。

○高林説明員 やはり根本的には、そ

ういうような運航上の誤りということをなくするようにならなければならない。そういうふうなお考えがあるか、それをお伺いたしますために、そういうような法令の周知徹底、ことに漁船なんかにつきましても企業あるいは船員ともにそういう点についていろいろ周知徹底をはかる必要があることは御指摘のとおりでございまい、かのように考えておりますとともに、また船員に対しましても講習会を利用する等いろいろなやり方を進めたいと考へております。具体的には、海難防止協会につきまして、これらの人たちに従事していらっしゃる漁船関係においては、その点につきましては、衝突予防法につきましては一年の期間がござりますので、その間に各漁業組合等においていろいろ周知徹底をはかりたまつることをそのままやつて、はたしてその効果が十分あるかないかという問題、さらにまた漁船関係にいたしましても油の積み過ぎであるとか、あるいは漁獲物の積み過ぎであるとか、あるいは旅客船にしても行楽時における人の積み過ぎ等といふものは従来もやましくいわれてきた。それが今日なお、かような御承知のような状況にあるのであります。これらについてはここであるいは解説スライド等の措置をやつておるわけでありまして、本年度の予算といたしましても約五百萬円をそれに充てておるわけでございます。ただ先ほど御指摘ございましたように、それが完全に行き渡るために、その強化等について海難防止協会等の強化等につくつておられます。それと同時に、それによつて、それから船の場合はどうあるべきかと、そういうふうに考へております。それと同時に、それから船の場合はどうあるべきかと、

に、衝突予防法あるいは港則法のみならず、全般的に企業の経営基盤なりあらす、全般的に企業の経営基盤なりあらす、全般的に企業の経営基盤なりあらす、

るいはまた船員の再教育なり、それらの面についても、やはり全面的な海難防止対策というものを作り立てるため、

いきたい。それらの点について部分的に、

では、今後とも所要の法令の検討、それと同時に必要な予算の確保をやっていきたいといふふうに考えております。す。

○内海(清)委員 特にいま私の申し上げました船員教育の問題につきましては、先ほど申しましたよな再検討す

る時期ではないか、單に従来やりきったことをそのままやつて、はたして予算を計上しておるわけでおざいま

す。また各船主団体をもつて労働災害防止協会といふようなものの設立もいろいろ検討を進めてまいりたいと考えています。また昨年度より船員保険特別会計上しておりますけれども、労働災害の基礎調査に着手いたしまして災害防

止の一助といたしたいといふに考えておりまして、百六十万円ばかりの予算を計上しておるわけでおざいま

す。また、まさに船員教育の問題につきましては、本年度は進めていきたいと考へます。

○内海(清)委員 海難防止につきましては、特に海難防止協会といふものがござりますね。これの運営はどういうふうになつておるか、ちょっとお伺い

いたします。
○高林説明員 海難防止協会は社団法人でござります。本年度の予算といつたましましては約六千万円を計上いたしましたが、主として、先ほど申しましたよな海難防止のための法令その他啓蒙宣伝あるいはスライドといふようなことをいろいろ進めておる状況でございます。

○内海(清)委員 海難防止協会の六千萬円といふこの資金であります。これが国が出資になつておりますが、これは國の出資になつておりますが、

○内海(清)委員 船舶振興会と申しますが、これも法人でござりますけれども、ここから出でる金でございま

る、そこから出ておる金でございまして、これを強く要望しておきたいと思います。第一次は、海難をなくするということにつきましては、やはり海難防止の思想を普及していかなければならぬ。特に事業者に対する海上の安全思想の普及、こういう面もきわめて重要なことだと思つてあります。これらに対し、もう少し詳しくお聞かせたい、あるいはまた微粉鉛の積みつけなんかは、

ついても、それぞれ検査を強化してまいりたい、ということを考えております。同時に、船員關係につきましては、やはり船員労働安全衛生に関する問題についても、やはり全面的な海難防止対策といふのを確立して進めていきたい。それらの点について部分的に、

それ、やはり船員労働安全衛生に関しますところの教育訓練の強化をはかつてまいりたいと考へております。本年度大体六百七十万円程度の予算でそれらの点について進めていきたい。また安全衛生について災害防止といふことを積極的に進めてまいりたいと考えております。また昨年度より船員保険特別会計の中で労災対策といたしまして予算を計上しておりますけれども、労働災害の予算を計上しておるわけでおざいま

す。また、まさに船員教育の問題につきましては、本年度は進めていきたいと考へます。

○内海(清)委員 海難防止につきましては、特に海難防止協会といふものがござりますね。これの運営はどういうふうになつておるか、ちょっとお伺い

いたします。
○高林説明員 海難防止協会は社団法人でござります。本年度の予算といつたましましては約六千万円を計上いたしましたが、主として、先ほど申しましたよな海難防止のための法令その他啓蒙宣伝あるいはスライドといふようなことをいろいろ進めておる状況でございます。

○内海(清)委員 海難防止協会の六千萬円といふこの資金であります。これが国が出資になつておりますが、

○内海(清)委員 船舶振興会と申しますが、これも法人でござりますけれども、ここから出でる金でございまして、これを強く要望しておきたいと思います。

は私は心配いたすのであります。そこでこれらの改正の影響を受けますところの業務の従事者といいますか、担当者といいますか、これに教育、PRが最も大事なことじやないか。もしこれが教育、PRが不十分であるならば、こういうふうな全面的な改正によつて、むしろ危険を増大することがあるのぢやないか。基本的にはそれらの業務担当者というものに対する教育、PRが最も重要なことだと私考えるのであります。これについては具体的にどういうふうなお考えであるか、お伺いいたしたい。

○高林説明員 この法令の徹底ということにつきましては、先ほど申しまして、この法律の施行までの一年間という猶予期間がございますので、その期間におきまして、各漁業組合あるいは各船員といふようなところに対しまして、海難防止協会等を中心につきまして、パンフレットの作成、そのとをもつてこの法令の周知徹底をはかりたいというふうに考えております。

○内海(清)委員 これらは業務の担当者といふものは、これはやはり船に乗つておりますので、この教育、PRといふことは私はきわめて困難な問題だと思う。それを徹底さすためには、よほど当局として具体的な詳細な案がなければこれはでき得ないのぢやないか、こいつをもつていま一つ御答弁いただきたいた。

○高林説明員 御指摘のように船舶に乗り込んでおりますところの人たちに対する周知徹底ということは非常に困難な点もござりますので、私どもとしてはいましては訪船指導員というようなものを主要港に置きたいと考えております。現在の予算におきましては、制約されまして、十人ばかりでございますけれども、これらの訪船指導員を置きまして、そしてこの衝突予防法その他の法令の講習といいますか、いろいろの説明をやつていきたい、そしてさらにこれらの訪船指導員というものを今後拡充強化してまいりたいと考えておる次第でございます。

○内海(清)委員 今後これが実施されますには一年の猶予期間がございますので、ただいまお話しのような指導員等を設けて、これが教育、PRの徹底を期そうということでございます。この点私はひとつ当局の責任におきまして十分これが徹底するような方策を講じていただきたい。もしこれを欠きますならば、むしろ改正によつて思ひざる事態が発生するのではないか、こういふことを心配いたしますので、その点を強く希望いたしたいと思います。

○川野委員長 他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 本日の請願日程中、第一ないし第五、第七ないし第二四、第一六ないし第四〇、第四四ないし第五九、第六一ないし第一〇八、第一一〇ないし第一二五及び第一三一ないし第一三六の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 これより本案に対する討論に入れるのであります。そこで、委員会に付託されました場合、委員を現地に派遣して実情を調査する必要がある場合は、その委員派遣承認申請に関する件の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 なお、本委員会に参考

海上衝突予防法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました各請願に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

日本国有鉄道整備緊急措置法案についておはかりいたします。すなわち、

○川野委員長 開会中審査に関する件についておはかりいたします。すなわち、

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 駆異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 駆異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 駆異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 駆異議なしと認め、さよう決しました。

○川野委員長 駆異議なしと認め、さよう決しました。

送付されました陳情書は七十七件で、お手元に配付いたしてあるとおりでございます。

右、念のため御報告いたします。

○川野委員長 次に、海運に関する件、航空に関する件及び港湾に関する件について調査を進めます。

○高橋(清)委員 今回の新潟地震につきましては、自衛隊をはじめといたしまして、各方面から非常な支援を得たのであります。関東大震災の震度よりもや弱い程度の、きわめて強力なものでありましたが、その影響するところを想像しておつたのであります。にもかかわりませぬ、死者にいたしまして二十名前後という程度のものに終わりました。たゞこの間、現地をこらんいたしまして、死者はよく御承知おき願つておると思うのであります。公共施設の被害はきわめて顕著なものがございました。

かかる運輸大臣からも早々と現地を御視察願いたいというふうに考えておつたのでありますけれども、御都合がございましてお出ましを賜わることができませんでしたが、明日港湾局長がこれから参りますということをお聞きいたしまして、まああとと思うておるのではありますけれども、いざれにいたしましたが、今回特に政府の強力な支援を得まして、その後のきしさの一日も早くとの状態に——むしろより以上の姿を見出したいと念願申し上げる次第でございます。

関連いたしまして、逐次項目別に御

質問申し上げてみたいと思うのであります。港湾の被害状況について、この際でございとと思うのであります。

○比田政府委員 それは新潟港の被

害について御報告申し上げます。御承知のとおり、新潟港は大きな船が三十隻もつけまして、四百六十五万トンも扱つておった大きな港でございます。岸壁の延長は四千二百メートルござります。岸壁は延長約四千二百メートルございまが、これがほとんど大なり

小なり破壊しておりまして、健全なところはほとんどございません。

それから小型船舶の物揚げ場が千七

百メートル、これも小破、大破合わせ

まして、ほとんど全延長が被害をこう

むつております。それから信濃川筋の

護岸、これは延長約七千メートルござ

います。港は三メートル九十五という高さに計

画いたしまして、大部分が高潮対策か

れておりましたために、これはこれ

れまたけれども、津波の被害はその

ために非常に低かつたというように見

ております。

そこで今後の問題でございますが、

今朝までに判明いたしました被害額を

申し上げますと、その後逐次ふえてお

ります。と申しますのは、臨港地帯の

ほうはなかなか近寄れなかつたのです

が、この二、三日ようやく海岸線を詳

細に調べられるよう状況に立ち至り

ましたので、その後の被害が増大いた

しましたので、さきに各方面から発表され

たものよりもふえております。総額と

いたしまして、二百十九億というの

が被害額でございます。これをもう

少し分けてみますと、公共事業として

が直轄事業としてみずから復旧しなけ

ればならないと思われますのが、岸壁

等の構造でございます。これが四十九億七千万円、それから県に補助をいた

千八百メートルが全面的に沈下しております。決壊したところはございません。

それから防波堤は、西防波堤千六百

メートル、東防波堤三百五十メートル、このほうは若干沈下いたしました

が、目下のところたいした被害はない

ようでございます。

○比田政府委員 なお、西防波堤はプラス三メートル五

七十、東防波堤はプラス三メートル五

十、川筋はプラス二メートル十、これ

に加えまして沈下を見まして二メート

ル七十、東海岸は五メートル十、西海

岸は三メートル九十五という高さに計

画いたしまして、大部分が高潮対策か

れておりましたために、これはこれ

れまたけれども、津波の被害はその

ために非常に低かつたというように見

ております。

そこで今後の問題でございますが、

今朝までに判明いたしました被害額を

申し上げますと、その後逐次ふえてお

ります。と申しますのは、臨港地帯の

ほうはなかなか近寄れなかつたのです

が、この二、三日ようやく海岸線を詳

細に調べられるよう状況に立ち至り

ましたので、その後の被害が増大いた

しましたので、さきに各方面から発表され

たものよりもふえております。総額と

いたしまして、二百十九億というの

が被害額でございます。これをもう

少しだけ見てみますと、公共事業として

が直轄事業としてみずから復旧しなけ

ればならないと思われますのが、岸壁

等の構造でございます。これが四十九億七千万円、それから県に補助をいた

考えますものが五十億七千三百万円と

いう形でございまして、この内訳を港

湾施設の中でも民間の施設がございま

す。特に臨港埠頭のごときは二十四億

八千二百万円という被害がただいま手

元にまいっておりますけれども、これ

は岸壁線は公用に寄付してもよし

いといふやうに分けたわけでございま

せんので、先ほど申しましたように、國

も半ば受け持つて、むずかしい工事は

すが、岸壁のほうと防波堤の関係を大

いといふやうに分けたわけございま

せんので、先ほど申しましたように、國

は補助工事として県のほうでいたした

八億五千万円の被害がございます。

以上、通算いたしますと冒頭に申し

上げました二百十八億八千万円とい

う額になります。

これらの対策といたしましては、県

だけではとうてい短期に復旧ができます

んです。それで、先ほど申しましたように、國

は半ば受け持つて、むずかしい工事は

すが、岸壁のほうと防波堤の関係を大

いといふやうに分けたわけございま

せんので、先ほど申しましたように、國

は半ば受け持つて、むずかしい工事は

る、あるいは今後どうあらねばならないかということについての見通し等々についてお聞かせを願いたい。

○比田政府委員 新産都市に指定をさ

れまして、港湾設備におきましては新しく東のほうに新港をつくることになつておるわけです。この地帯は主として工場地帯である。工業港であるといふことがおもなねらいでござります。もちろん商港も若干それに加わりますけれども、そういったねらいでござります。

そこで、今回の地震によりましていろいろ起きた災害のデータ調べておりますと、御承知のとおり、市内でも砂層の厚い高台ではほとんど被害はないといったという結果が出ております。したがいまして、今度の新しい新港地帯、新産都市の地帯につきまして、全般的にこれが非常に心配でどうにもならないということは私どもは考えておりません。それぞれの目的がございません。たとえば、タンクならば広々としたところになるべくつくたほうがよいでございましょうし、重い構造の工場なら地盤のいいところを選んでつくればいい。またそれに応じまして基礎工事をすればいいというふうに考えております。一例を申し上げますと、御案内かと思いますが、東北電力の火力発電所がござります。これは付属してあります冷却用の水路とかパイプ、これらは全部こわれました、これは地表にあります。しかし非常に地層を掘り下しました重い本体のほうは微動だにいたしておりません。タンクのほうも安全だという報告が出てまいっておられます。これらから見ますと、適当な措置をいたせば、そんなに心配するこ

とはないんだというの、むしろ私どもの常識でございます。したがいまして、今回の地震がございましたので、

新産都市の港湾計画、工業港の計画について大きな変更を加えようとは思つておりません。また世上に心配されることは避けられると存じております。

またいろいろの設計の構造物等につきましては、今度のような地震がございましたら、それは念には念を入れた設

計をする必要がありますが、総括的に

は問題がほとんどないというの私が私どもの考え方でございます。

○高橋(清)委員 この問題はきわめて重大でもござりますし、関心事といったところではございませんが、總括的にしまして、地元といたしましても、きわめて今後の動向、どうなるだろうと

いうことについては心配しておる問題でござりますので、この際運輸大臣

から、港湾局長の言われたとおりじや

わいと言わればそれまででございま

すけれども、御意見を拝聴したいと思

います。

○綾部国務大臣 その問題につきまし

ては、先だっての閣議におきまして

いろいろ議論がございましたが、私ども

いたしましては、従来、新潟港にお

いて四百六十万トンばかりを三十八年

には陸揚げしておるのであるから、それ

はそれで急に復旧して、その荷物の

陸揚げ発送等につきましては、従来の

港としては珍しく滑走路が二本ござります。A滑走路とのB滑走路と

いうのがございますが、A滑走路とい

て最後であります。これはコンクリート舗装の滑走路でござります。これは非常に被害がはなは

だしまして、A滑走路は使用可能であるB滑走

路の復旧は一応あと回しということで、六百メートルは使用可能であるB滑走

路の復旧は九百メートル復旧いたしまして、本

日の日から直ちに工事にかかる

次は航空保安施設、通信施設等の関

係でございますが、ビーミナルビルの一階は使いものにならないというふうに

それからターミナルビル、エプロン

でござりますが、この地帯は約一メー

トル沈下をしておりまして浸水いたし

たが、その後の復旧状況でござります

が、その後の復旧状況でござります

が、滑走路の復旧をどういうふうにす

ますか。

○高橋(清)委員 港湾関係につきましては、それと並行して、まる

で、その後の復旧状況でござります

が、滑走路の復旧をどういうふうにす

ますか。

それから基地通信、これはテレタイ

ーでござりますが、これは被害がございませんでした。

それからTACAN、これは被害がございませんでした。

それから飛行場の照明施設。これ

は、新しく別なところにビルを建てる必要があるのではないかとい

ふうなことをいま検討をいたしております。

それから、先ほど申しました基地通信、電電公社の回線が一時不通のため途絶をしておりましたが、これも二十二日十四時五十分から平常の運用を開始いたしております。それから管制

とまりましたが、二十一日十六時から正常な運用に回復いたしております。それから飛行場の照明施設、これも応急復旧を終わりまして、二十一日に運用できる状態に回復いたしております。

被害総額は五億というふうにわれわれは計算をいたしておりまして、さしあたつてこの応急復旧に必要な予備費の要求の折衝をいたしておる段階でございます。

なお、航空会社の飛行機の運航はいつから始まるかということでおざいますが、本日十二時ごろに羽田に待機いたしておりました全日空のヘロンがテスト・フライトのために飛び立つておるはずでござります。テスト・フライトをやりまして、東京→太子→新潟といふふうに航空ルートがあるわけですが、この間の航空路の状況をハロンによって視察するとともに、着陸がどのように支障があるかないかとどうなことを検討することになります。その結果、定期便を開始してもいいということになりますれば、明日よりヘロンの東京→新潟間の定期便の運航を開始することになると思ひます。国内航空は新潟を中心にして秋田、富山、佐渡というふうに運航をする路線を持つておるわけですが、国内航空のほうは昨日當

業部長ほか関係者が現地調査をおも

いておりまして、その結果がよければ二十九日よりヘロンによつてこれらの通信も電電公社の回線不通のため途絶をしておりましたが、これも二十二日十四時五十分から平常の運用を

開始いたしております。それから管制

とまりましたが、二十一日十六時から正常な運用に回復いたしております。それから飛行場の照明施設、これも応急復旧を終わりまして、二十一日に運用できる状態に回復いたしております。

以上のとおりでござります。

○高橋(清)委員 時間もありませんので、これから御答弁を賜りますが、およその御答弁でもけつこうでありますから、お答えいただきたいと思いま

す。

次は国鉄関係であります。新潟支社管内の被害状況と被害額について、簡単に御説明願いたいと思います。

○林説明員 国鉄の運転局長でござります。新潟管内の被害個所は、最初に他の局まで入れまして、全部で十九線区、百十四区間の被害を受けました。

現在大部分開通いたしておりますが、まだ残っておりますのが三線区で九区間だけ残っております。被害総額は土木、建築、電気、車両、機械全部含めまして約百十億でござります。

○高橋(清)委員 きのうからホームを使用されたと聞いておりますけれども、使用不能となりました新潟、白山両駅、それから落下來ました新潟駅の陸橋、こうしたものの中見通しを、この際でございますのでお聞きいたしたいといたします。

○林説明員 昨日二十四日から新潟構内

が、あれは、私のほうで全部解体をいたしまして、その取り片づけが二十二

日に済んだと思いますが、それで新潟構内まで列車が入れるようになつたわ

けでございます。

それからもう一つお話のございまし

た越後線関係の関屋→白山でございま

すが、これは白山の駅が非常に大きな被害を受けておりまして、私のほうの旅客の輸送事情から申し上げますと、何とかして早期に白山まで越後線の列車を入れたいというふうに考えておりま

ますが、いまのところでは、非常に大きなかな被害を受けている関係と、それが関屋→白山間の築堤が非常に大きな崩壊をいたしておりますが、その土砂を運搬いたしますのが、長岡方面から参りまして万代橋を通る関係で、思う

ようまいりませんので、いまのところでは大体七月の中旬までに白山まで入れたいくと思っております。

それから白山→新潟につきましては、信濃川の橋梁が、ピアが傾いておりまして、これについては復旧はいまのところちょっとと不明でござります。

以上でございます。

○高橋(清)委員 運転局長さんにお尋ね申し上げますのはちょっと筋違いでありますかもしませんが、理事会あるいは幹部会合にしようつちゅう出ておいでになると思いますから、推算されております範囲内でもけつこうであります

が、國鉄の予算関係でござります。今

回の損害は膨大な額にのぼっておりますが、これに対する財政対策とくらべて伺いたい。これはあなたに申し上

げるのはいかがかと思うので、場合によつては運輸大臣、いかがでございま

しょうか、

○綾部國務大臣 応急の費用につきま

しては災害対策費を使い、それからさ

らにより多額の金が応急に鉄道関係に

必要であるという場合には、政府の予

備金を使用してまいりたい。そうし

て、被害状況その他を見まして、適当な機会に補正予算を組んでまいり、か

何とかして早期に白山まで越後線の列車を入れたいというふうに考えておりま

ります。

○高橋(清)委員 最後でありますのが、公務員の綱紀についてお伺いしたいと

思ひます。

被災地のどさくさにまぎれまして、

新潟海運局の職員が役所の船を使いまして盗みを働くことが新聞紙に報ぜられておりますが、新潟地方の被災者を救おうと全国の各地で運動

が起きておりますが、このあ

くどさには国民ひとしくあきれ返つて

いることであろうと思われる。復興に

懸命な公務員のつらよごしでもあります

が、信濃川の橋梁が、ピアが傾いてお

りまして、これについては復旧はいま

のところちょっとと不明でござります。

以上でございます。

○高橋(清)委員 運転局長さんにお尋

ね申し上げますのはちょっと筋違いでありますかもしませんが、理事会あるいは幹部会合にしようつちゅう出ておいでなると思いますから、推算されております範囲内でもけつこうであります

が、國鉄の予算関係でござります。今

回の損害は膨大な額にのぼっておりますが、これに対する財政対策とくらべて伺いたい。これはあなたに申し上

げるのはいかがかと思うので、場合によつては運輸大臣、いかがでございま

しょうか、

務当局をして、また一昨日は事務次官

を派遣いたしまして、その場でその綱

紀を廉正する意味をもらまして、二名の公務員に対しましては懲戒解職の発

令をいたしました。自後さよなこと

のないように十分注意をいたしてまい

ります。事件の概要等

はほほ新聞等で御承知でござりますか

ら、ここにあらためて申しませんが、まことに遺憾千万でございまして、こ

れはもう何とも弁解のしようがあります

せん。

○高橋(清)委員 終わります。

○川野委員長 久保三郎君。

私はいまの問題で、質問があつて答弁がありましたから一応の

のであります。きのう事務次官が行つて、二人は懲戒免ということにして

たそうですが、そのほかにいま

高橋委員からもあったように、綱紀と

いうのは、單にどろぼうしたのはもちろんでありますが、その組織、指揮、命令といふか、監督といふか、そういうものはやはり正すべきところは正し

て天下にこれをはつきり見せるのが筋だとと思うのです。あえて運輸大臣の

責任まではどうかと思いますが、海運

局長もおられます。いま高橋委員か

ら非常におとなしい語調でいろいろお

話があつたのであります。たいへん

遠慮されておるのであります。現地

における感情というか、国民的感情か

らなければ、普通の場合でも公船をもつて職務執行中にどろぼうしたというこ

とは、とうていだれでも許そらうとい

うのを伺いたい。これはあなたに申し上

げるのはいかがかと思うので、場合によつては運輸大臣、いかがでございま

しょうか、

て災害地の救援なり復興に努力を、先べんをつけてやらなければならぬ者が、こういうことをやつたということは、これは事は非常に重大だと思うのです。もちろんその犯罪行為に対しては、それ適切な機関が適切に指揮すると思うのであります。まず二人の懲戒免はいいとしても、その直接的な指揮監督をしておる者に対してやはりえりを正させる必要があると思うのですけれども、それはどういうことになつておりますか。

○綾部国務大臣 私は、その事件が起つりましたので、さつそく綱紀の肅正につきまして全国の職員に対しまして次官名の通知を出しまして、この綱紀の肅正に努力するよう指示をいたして、やつております。また直接の新潟海運局長の責任につきましても、事務次官が参りまして、事情その他を聴取いたしまして、今後適當な処置をとるように目下検討中でございます。

○川野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

運輸委員会議録第二十八号中正誤	
八二段行 誤	正
六二三云ばした。いわ したいわば	

運輸委員会議録第二十六号中正誤	
一三六ましすか	ますか
クク六ねずかしい	むずかしい
五二一五問題	問題
六二三三ましは	ました
四四若干	若干
五五共公零細	公共零細
六六毛界内閣	内閣
七七三三四四	三三四四
八八三三三三	三三三三
九九二二二二	二二二二
一〇一二二二	二二二二
一一一二二二	二二二二
一二一二二二	二二二二
二二二二二二	二二二二二二
三三三三三三	三三三三三三
四四四四四四	四四四四四四
五五五五五五	五五五五五五
六六六六六六	六六六六六六
七七七七七七	七七七七七七
八八八八八八	八八八八八八
九九九九九九	九九九九九九
一〇一〇一〇一〇	一〇一〇一〇一〇
一一一一一一	一一一一一一

運輸委員会議録第二十九号中正誤

運輸委員会議録第二十九号中正誤	
八二段行 誤	正
六二三云ばした。いわ したいわば	
四四四四四四	四四四四四四
五五五五五五	五五五五五五
六六六六六六	六六六六六六
七七七七七七	七七七七七七
八八八八八八	八八八八八八
九九九九九九	九九九九九九
一〇一〇一〇一〇	一〇一〇一〇一〇
一一一一一一	一一一一一一

八二段行 誤

六二三云ばした。いわ したいわば

四四四四四四

五五五五五五

六六六六六六

七七七七七七

八八八八八八

九九九九九九

一〇一〇一〇一〇

一一一一一一

云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々

云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々 云々

田邊 委員 約定 議員